

第1回有識者検討会における主なご意見

総論

- 会計監査は、資本市場における重要なインフラであり、その質を上げていくことが喫緊の課題。
- ガバナンス・コードを導入することの目的の一つは、監査法人が、世の中に社会的責任を果たすことを宣誓すると同時に、監査法人内で価値観を明確化・共有すること。
- 監査法人において、形式的な監査ばかりを追及するのではなく、プロ意識を高め、実質的に監査の水準を高めるためにはどうすればよいのかというところに常に戻っていく必要。
- 現状、監査法人は被監査企業のCFOだけを見ている。会計監査は企業、投資家を含めた広いステークホルダーのために存在することを明確にする必要がある。

執行機関・ガバナンス機関の役割

- 監査法人のマネジメントが組織の拡大についていけなくなったことは確かであり、その観点からマネジメントの強化を図ることが重要。
- マネジメントの強化を図ると同時に、運営において手前勝手にならないような仕組みが必要であり、外部の力も必要になる。
- ドラスティックな改革のためには、一時的に外部の有識者を多く活用して、組織風土を全面的に見直すことがあってもいい。

- 外部の有識者の活用の目的は何なのか、実際に、それぞれの外部の有識者がどのように機能するのか、という観点が大事。
- 監査人にとって、会計監査の質の向上に向けたインセンティブとなり、現場の士気が上がるような、プロアクティブな視点をコードに盛り込むような工夫ができないか。
- 会計監査の質を高めるためには、監査に従事する人材の質を高めることが重要。監査法人は、人材の採用、教育、評価、昇進などについての方針を明らかにし、表明すべきである。
- 監査人は、企業の監査役や社外取締役などとの接触の機会を増やし、会計監査のリスクがどこにあるかについて議論をすべき。

情報開示

- どのようにしたら会計監査の価値を資本市場の関係者や上場会社が認識するのか、というポジティブな視点が重要。このためにも、監査業務や、監査法人のマネジメントに関する情報開示の充実が必要。
- 個々の会計監査の内容までは守秘の問題とかあるかもしれないが、会計監査の質に関し、監査法人は投資家とのディスカッションの場を設けるべき。
- 監査法人のマネジメントの強化と同時に、マネジメントのプロセスで出てきた問題をいかにして被監査企業の株主にきちんと情報として伝えるか、その観点から考えていくということが大事。
- 監査法人だけの取り組みだけでは機能しない。財務諸表の利用者、財務諸表を作成する上場会社、監査法人を監督する監督官庁、それぞれが開示された情報を評価し、その内容をフィードバックしていくという、PDCAの動きをつくっていく必要。